

| 平成28年第3回清須市選挙管理委員会 会議録 | |
|------------------------|---|
| 開催年月日 | 平成28年5月30日(月) |
| 開催場所 | 清須市役所本庁舎3階第1会議室 |
| 開会時間 | 午前10時開会 |
| 出席委員 | 委員長 山田耕慈 委員 鈴木勝 (委員長職務代理) 委員 前田浩 委員 浅井弘子 |
| 欠席委員 | なし |
| 事務局 | 書記長 大橋徳昭 (総務部長) 書記 石塚美博 (総務部次長兼防災行政課長) 書記 岩田喜一 (総務部防災行政課主幹兼行政係長) 事務局 牧野高行 (総務部防災行政課行政係主査) |
| 傍聴の可否 | 可 |
| 傍聴の有無 | なし |
| 議事日程 | 日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 議案第1号 選挙人名簿の6月定時登録について 日程第3 議案第2号 第24回参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場の設置について 日程第4 報告第1号 平成27年度選挙人名簿等の抄本の閲覧の状況について |

◆ 会議の経過

○ 開会

山田委員長

おはようございます。
ただ今の出席委員は、4人です。
定足数に達しておりますので、地方自治法第189条第1項の規定により、ただ今から、平成28年第3回清須市選挙管理委員会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○ 日程第1 会議録署名委員の指名について

山田委員長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
清須市選挙管理委員会規程第16条第2項の規定に基づき、会議録署名委員には、鈴木委員と前田委員を指名いたします。

○ 日程第2 議案第1号 選挙人名簿の6月定時登録について

山田委員長

日程第2、議案第1号、選挙人名簿の6月定時登録についてを議題といたします。

岩田書記

事務局から説明をお願いします。
はい。それでは、議案第1号をご覧ください。
選挙人名簿の6月定時登録について。公職選挙法第19条第2項及び第22条の規定により、別紙のとおり選挙人名簿を登録する。平成28

年5月30日提出。清須市選挙管理委員会委員長、山田耕慈。

提案理由でございます。この案を提出するのは、清須市の選挙人名簿に登録される資格を有する平成28年6月1日現在の者を平成28年6月2日に選挙人名簿に登録する必要があるからです。

1枚はねていただき、別紙をご覧ください。選挙人名簿の6月定時登録者数でございます。

選挙人名簿の6月定時登録における登録要件は、登録基準日が平成28年6月1日、登録日は平成28年6月2日となります。住所要件は、平成28年3月1日以前に清須市へ転入の届出がなされ、引き続き3か月以上、清須市に住所を有する方です。年齢要件については、平成8年3月2日以前に出生した方が今回の定時登録の対象者です。なお、選挙権年齢が18歳以上になるのは、6月19日以降に公示等がされる選挙からとなりますので、選挙権年齢20歳以上で登録する選挙人名簿は、今回の6月定時登録が最後になります。また、平成28年2月1日以前の転出者については、登録日現在で抹消されます。ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は、男性26,600人、女性26,696人でございます。先回の定時登録時と比較し、合計で110人増加しました。前年の6月定時登録時の比較では、203人の増加となっています。

今回の定時登録による選挙人名簿の縦覧期間は、平成28年6月3日から6月7日までの5日間です。公職選挙法第23条第2項の規定により、5月31日までに、縦覧場所と期間を告示させていただきます。また、公職選挙法第30条の7第2項の規定により、在外選挙人名簿の縦覧についても、併せて告示させていただきます。

最後になりますが、この登録者数は、5月24日現在のものとなっておりますが、6月1日現在で時点修正した数で登録をさせていただきます。よろしくお願いします。

以上でございます。

山田委員長

ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご質問もないようです。

それでは、議案第1号、選挙人名簿の6月定時登録については、原案を6月1日現在に時点修正し、登録することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、選挙人名簿の6月定時登録については、原案を6月1日現在に時点修正し、登録することに決定しました。

○ 日程第3 議案第2号 第24回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置について

山田委員長

日程第3、議案第2号、第24回参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

岩田書記

はい。それでは、議案第2号をご覧ください。

第24回参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場の設置について。公職選挙法第144条の2第3項の規定により、ポスター掲示場を別紙のとおり設置する。平成28年5月30日提出。清須市選挙管理委員会委員長、山田耕慈。

提案理由でございます。この案を提出するのは、投票区ごとに、公衆の見やすい場所にポスター掲示場を設置する必要があるからです。

1枚はねていただき、別紙をご覧ください。第24回参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場設置場所でございます。

第24回参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場の区画数は5区画掛ける3段の15枠のものとしたします。設置場所は、前回と変更はございません。清須第1投票区の1番、枇杷島公園北側フェンスから、8ページの第15投票区の105番、下之切児童遊園西側フェンスまでの105か所です。

また、ポスター掲示場を設置した後は、公職選挙法第144条の2第4項の規定により、直ちに、設置場所を告示させていただきます。

以上でございます。

ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご質問もないようです。

それでは、議案第1号、選挙人名簿の6月定時登録については、原案を6月1日現在に時点修正し、登録することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、選挙人名簿の6月定時登録については、原案を6月1日現在に時点修正し、登録することに決定しました。

山田委員長

○ 日程第4 報告第1号、平成27年度選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について

山田委員長

日程第4、報告第1号、平成27年度選挙人名簿の抄本の閲覧の状況についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

岩田書記

はい。それでは、報告第1号をご覧ください。

平成27年度選挙人名簿等の抄本の閲覧の状況について。公職選挙法第28条の4第7項の規定により、別紙のとおり閲覧の状況を公表する。平成28年5月30日提出。清須市選挙管理委員会委員長、山田耕慈。

提案理由でございます。この案を提出するのは、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要その他事項を公表する必要があるからです。

1枚はねていただき、別紙をご覧ください。平成27年度選挙人名簿等の抄本の閲覧の状況でございます。

1の選挙人名簿の抄本の閲覧件数ですが、6件ございました。内訳は、

「政治・選挙に関する世論調査のため」が4件、「平成27年度県政世論調査の対象者抽出のため」が1件、「平成27年度防災（地震）に関する意識調査業務の対象者抽出のため」が1件でございます。

2の在外選挙人名簿の抄本の閲覧件数は、0件でございます。

これらの状況について、公表をいたしますので、ご報告いたします。

以上でございます。

山田委員長

ただ今、事務局の説明が終わりました。質問のある委員は、挙手をお願いします。

(挙手なし)

ご質問もないようです。

それでは、報告第1号、平成27年度選挙人名簿等の抄本の閲覧の状況については、ただ今の報告のとおり、公表いたします。

○ 閉会

山田委員長

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第3回清須市選挙管理委員会を閉会いたします。

午前10時14分閉会

清須市選挙管理委員会規程第16条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年6月20日

委員長 山 田 耕 慈

署名委員 鈴 木 勝

署名委員 前 田 浩